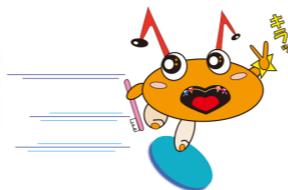


sapporo
さっぽろ
orthodontic
矯正歯科
office
クリニック



矯正治療を始める前に

矯正治療について様々な注意事項をご説明します

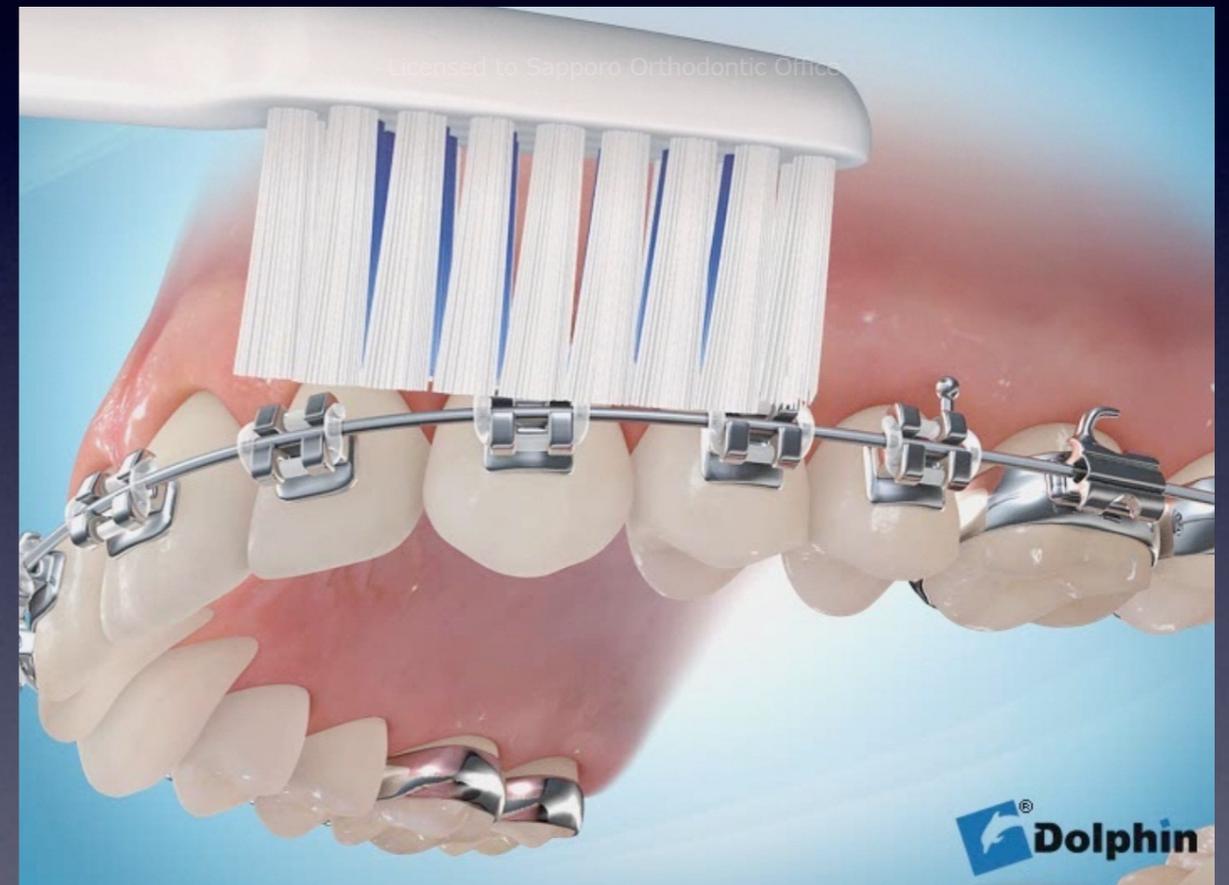
治療について了承して頂く事項

- 目標とする治療期間は分析結果と経験から判断したおおよその目安です。
- 顎の成長発育、骨の柔軟性や歯の動く速度、舌癖、患者の協力度等によって治療期間や治療結果に個人差が出ますので、診断時の予測期間どおりに終わらないことがあります。
- 度々の予約のキャンセルや長期間（3ヶ月以上）の未来院、当院の指示した事を守らなかったり、歯磨きが悪くむし歯や歯肉炎が進行したりすると治療期間は長引きます。また、話し合いの上、治療方針を大きく変更したり装置を外したりする事があります。
- 予期せぬ変化（著しい成長発育変化・歯の動き方・骨性癒着・歯根吸収・歯槽骨の変化・全身疾患）や患者の協力度（装置の取り扱い・長期間の未来院）などによっては当初の治療計画通りに進まない事があります。その場合は治療計画や方法を変更する事があり、治療期間も長引きます。その際は誠意をもって対処しますので、ご理解をお願いいたします
- 治療に関する金銭などは結果を保証するものではなく治療の結果に関わらず、払い戻しや無償でのやり直しには応じられません。
- 予約について、当院は完全予約制となります。ご予約は患者様と医院の大事な約束となりますが、止むを得ない事情で変更していただく場合がございます。また、誠に申し訳ありませんが、医院の性質上ご予約のお時間からお待たせしてしまうこともございます。その際は大変ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

治療に協力して頂く事項

歯磨きをする

矯正治療中は特に口腔内が汚れやすいので、清潔に保ってください。清掃不良があると、虫歯、歯肉炎、歯肉退縮、歯の着色のような症状が生じたり、治療が長引いたりします。ご自身の責任になりますので十分にご注意ください。



治療に協力して頂く事項

矯正用輪ゴムをかける

歯を動かすために大変重要な操作です。ゴムをかける事を怠ると歯が動かないだけでなく、反作用が生じて不正咬合を助長する結果になります。もちろん治療結果にも大きく影響します。患者様ご自身の責任になりますのでご注意下さい。



治療に協力して頂く事項

食べ物に気をつける

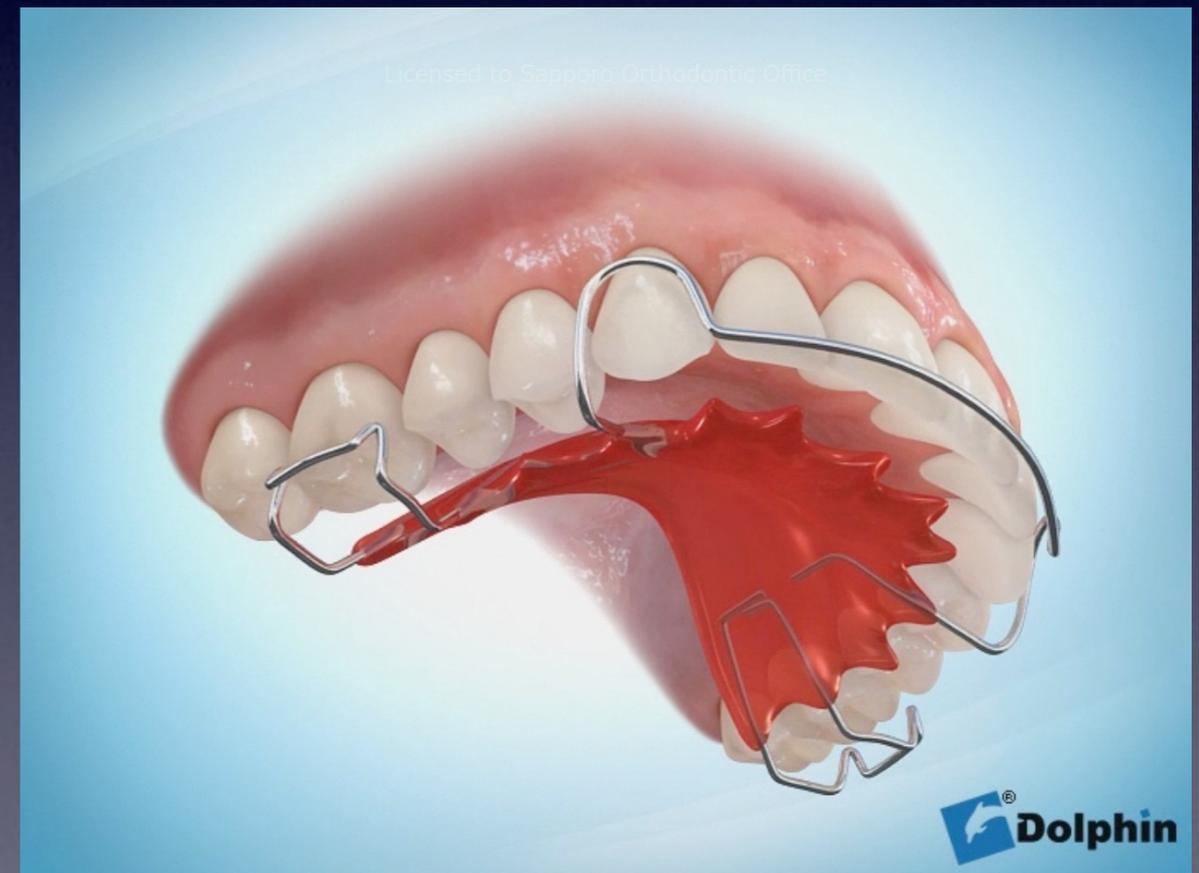
矯正治療中は装置を壊す。あるいは装置に付着して口腔内を不潔にするような食べ物（硬いお煎餅、お餅、ガム、キャラメル、ハイチュウ、プッチョ、リンゴ等の固い果実の丸かじりなど）の摂取はご遠慮ください。治療期間や治療結果に影響を及ぼしますのでご留意ください。



治療に協力して頂く事項

取り外し式の装置を指示通りに着ける

可撤式の装置の使用時間が短いと予定通りに歯が動かなかったり、それまで動かしていた歯が戻ったりと治療期間や治療成績に影響を与えますのでご協力をお願いします。



治療に協力して頂く事項

装置を壊さない・紛失しない

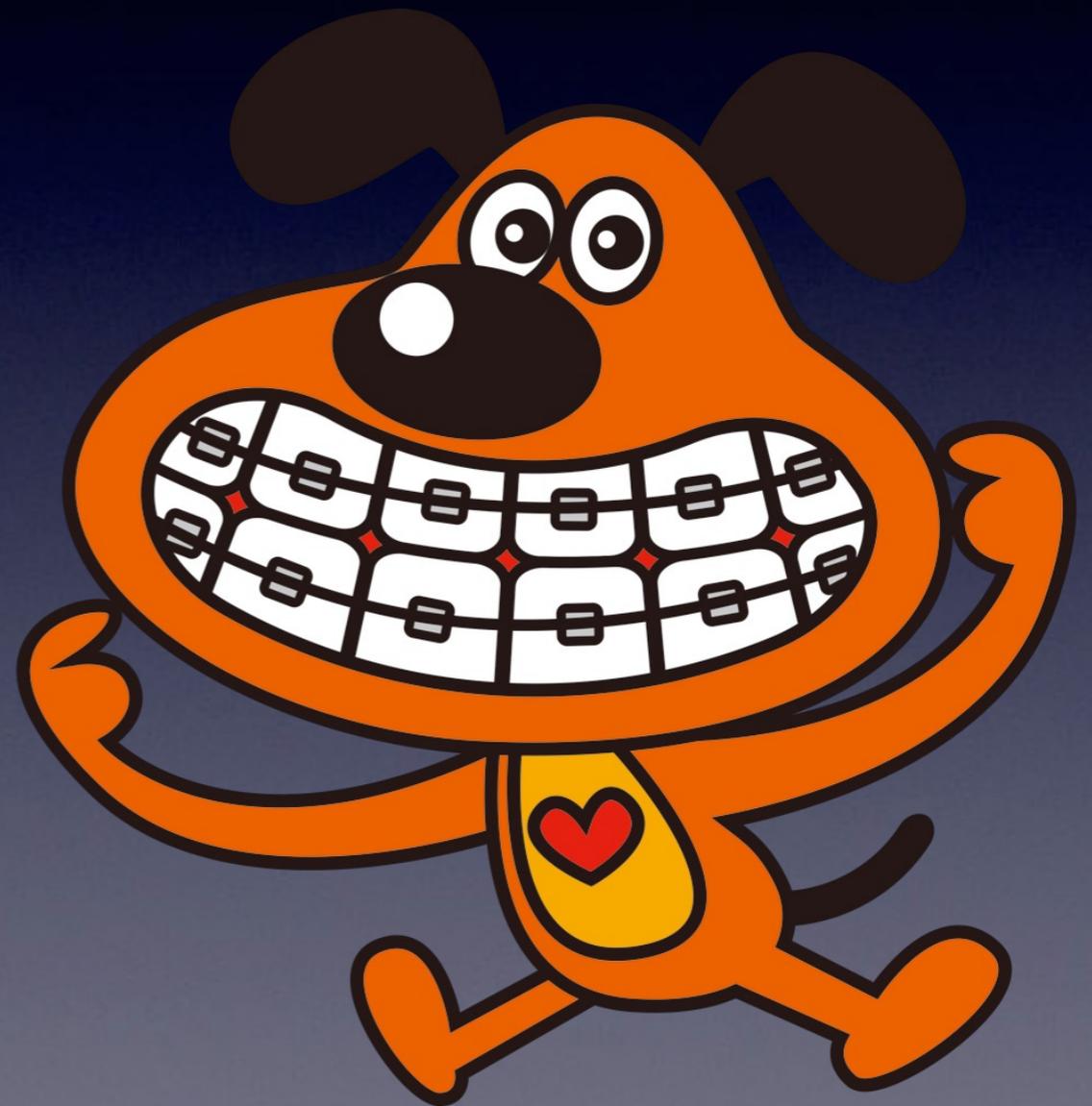
装置はデリケートに作られていますので、強い力を加えると変形したり破損したりします。装置の調子が悪くなったらすぐに連絡を下さい。使用できない状態が続くと治療の進行や結果に支障を来す事になります。通法通りに使用して壊れた場合は無償で修理・再製します。患者様の過失による装置の不適合や破損によるものは再製料金が発生しますので取り扱いには十分にご注意ください。装置が壊れても捨てないで持参下さい。捨ててしまった場合も理由に係わらず再製料金が発生しますのでご注意ください。また、歯の修復に伴う歯の形態変化による装置の不適合も再製料金が発生します。装置の保証期間は3年間です。3年を超えた使用時に不適合や汚損・破損等が生じた場合は再製料金がかかります。



治療に協力して頂く事項

予約日を守る

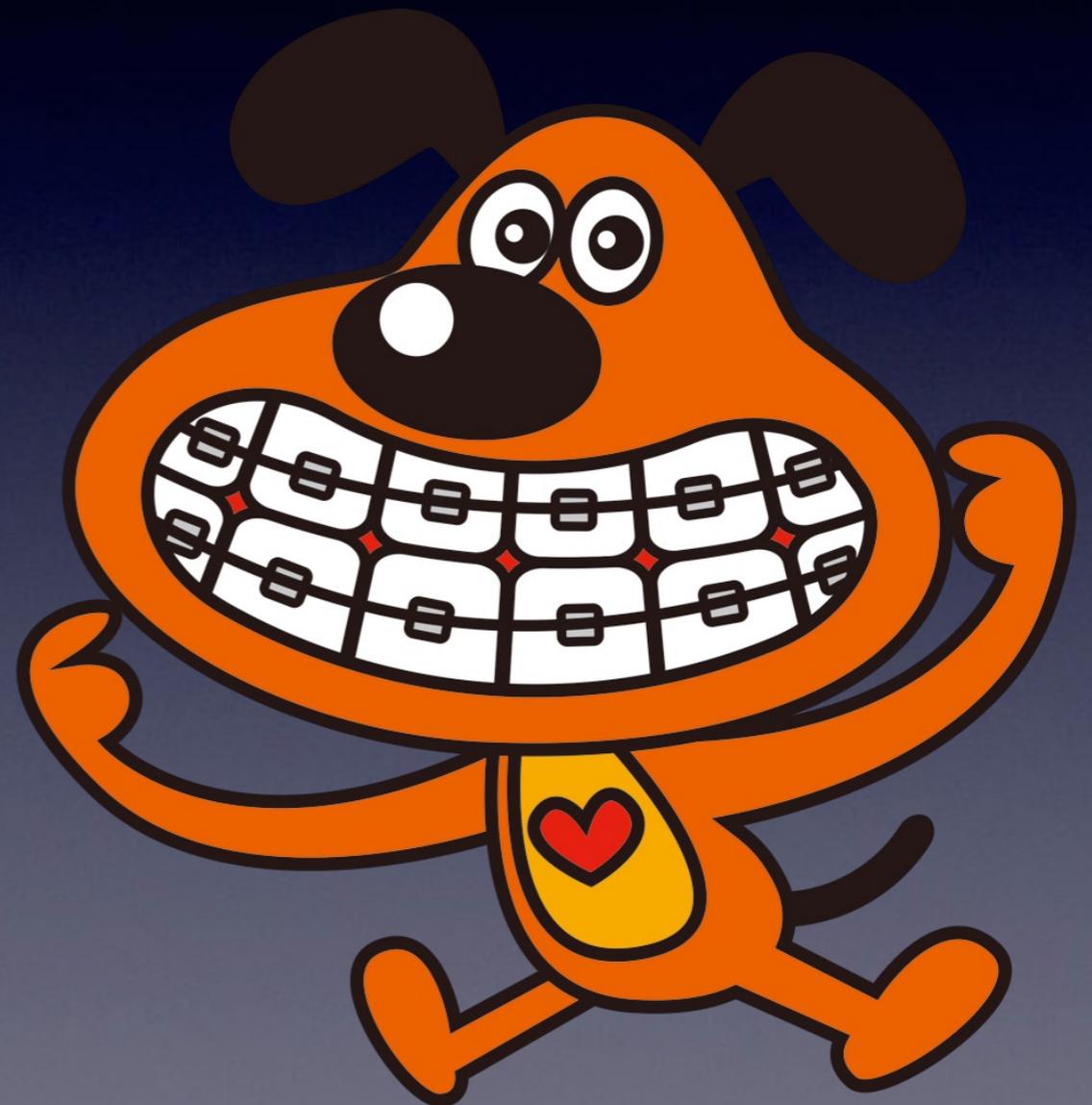
診療予約はお守り下さい。やむを得ず予約をキャンセルする場合は事前にご連絡をください。度重なる診療予約のキャンセルは矯正治療の進行を遅らせる原因になりますのでご注意ください。また、長期にわたって来院がないと予定している治療計画、治療方針から大幅な変更が生じる可能性があり、治療結果に大きな影響を及ぼす事があります。治療計画が変更になった場合は別途追加費用が必要となることがあります。



治療に協力して頂く事項

初めて矯正装置を入れる時や
外す時は時間を融通して頂く事
があります

装置の種類にもよりますが、装着や脱着に2
～3時間必要な場合があります。まとまった
時間を予約に入れなければならないので、ご
希望の日時に承れない場合があります。



矯正治療で歯や顎を動かす限界について

☆様々な事由により治療に限界を生じる事があります

例えば

- 前歯の著しい移動量や歯槽骨の形態により上または下の前歯が内側に傾斜することがあります
- 歯の真ん中のずれが残ったり生じたりすることがあります
- かみ合わせの緊密性に欠ける事があります
- 骨格的に顎の大きさに左右差があると顔面の非対称が残ります
- 骨格的に顎の先端が出ている場合、顎の前突感が残る場合があります
- 骨格的に顎の先端が小さい場合、顎の後退感が残る場合があります
- 笑った時に歯茎の露出が強い場合、露出の度合いを標準に近づけられない場合があります
- 舌癖や開咬を伴う不正咬合は直りにくく、戻りやすい事があります
- 下あごの成長が強い場合には、再治療や外科手術併用の矯正治療が必要になることがあります
- 歯と骨の状態や顎と筋肉のバランス、歯の移動量など種々の要因で歯と歯の間に隙間が残ることがあります

その他にも様々な事情で限界を生じる事がありますが、その都度ご説明をさせていただきます。いかなる場合でも審美的・機能的に許容できる治療結果を得られるように努力致しますのでご安心下さい

治療方針を変更することがあります

治療開始前に精密な検査をした上で治療方針を立案しますが、治療中に歯や顎骨の予定外の生体の反応が生じた時や患者様の協力度が低く、治療の進行に支障があった場合は、治療方針を変更することがあります。変更前に精密検査を行った上でご説明させていただきます。

例えば

新たな装置の追加

抜歯の追加

装置の種類の変更

治療期間の短縮または延長など

矯正治療中に起こりうる症状について

虫歯・歯肉炎

ブラッシングをしっかりと行っていれば虫歯や歯肉炎になることはありません。治療中の虫歯や歯肉炎は治療の精度や期間に影響を及ぼしますので確実なブラッシングをお願いします。（ご自身の責任となります）症状が重篤な場合は装置を一時撤去して虫歯や歯肉炎の治療を受けて頂く事があります。

治療再開時には装置再装着費（ブラケット一個につき5500円）が発生します。

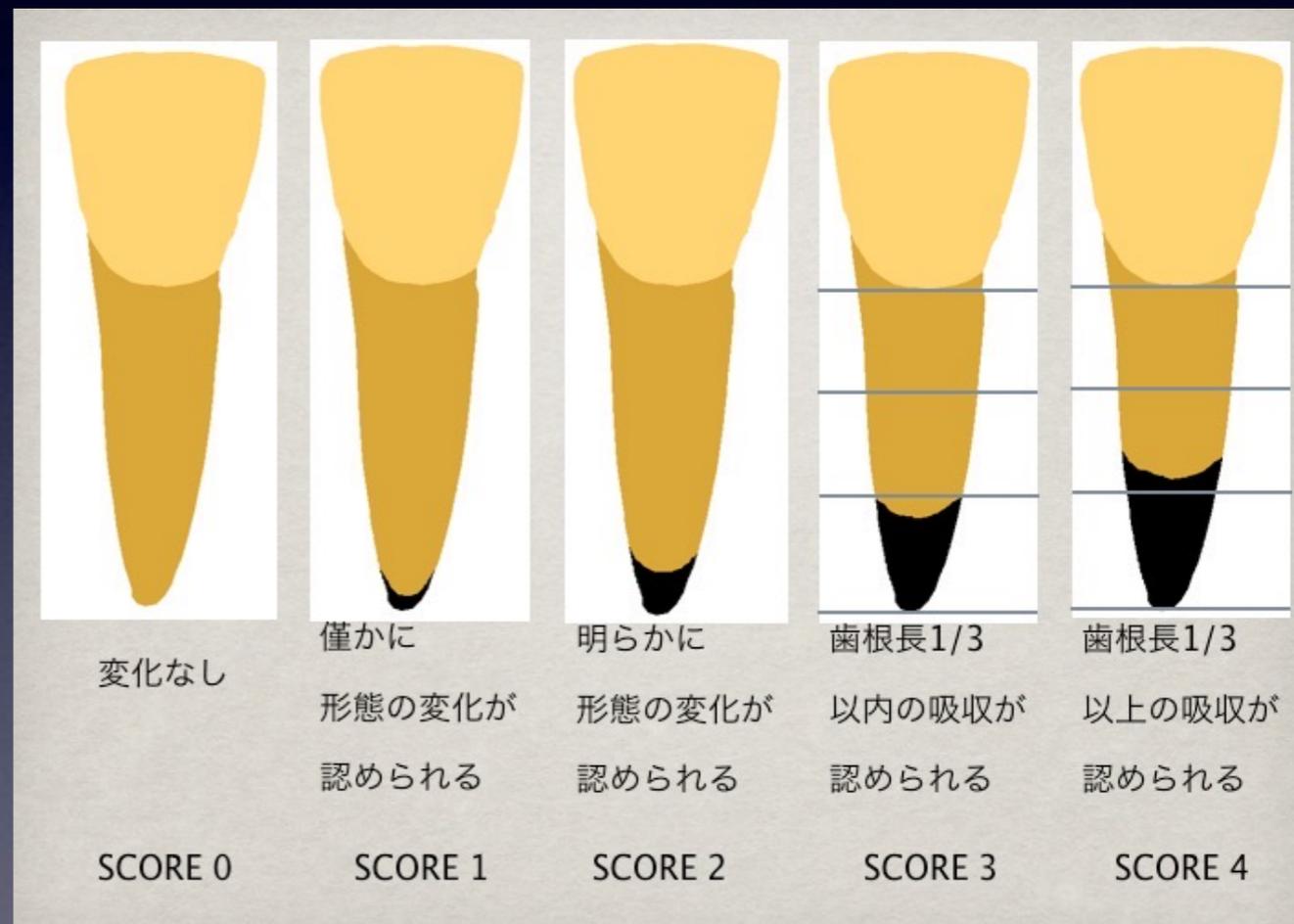


矯正治療中に起こりうる症状について

歯の根が短くなる事がある

歯根吸収とは歯の根が吸収され、根の長さが短くなる事を言います。

治療中に必ずしも起こるものではありませんが、まれに矯正治療中に歯の移動により歯根吸収が起こる事があります。十分に注意しながら治療を勧めますが、治療後に支障の出るほどの吸収が認められる場合は治療方針の変更を選択することがあります。SCORE2までは何ら問題はありません。



矯正治療中に起こりうる症状について

顎関節の異常

現代人の多くが顎の関節に何らかの異常を持っているという疫学的調査結果があります。矯正治療中は歯を積極的に動かすので場合によっては噛み合わせが一時的に変わり、潜在的にあった顎関節異常が顕在化する事があります。対処しますが、症状が強かったり改善しなかったりする時は大学病院を紹介します。



矯正治療中に起こりうる症状について

歯肉退縮および ブラックトライアングル

特に歯の周りの骨や歯肉が薄い場合、
歯肉退縮やブラックトライアングルが
生じる場合があります。歯周病とは異
なり、病的な事ではないのでご心配い
りません。



矯正治療中に起こりうる症状について

舌癖

舌で前歯を押し出す癖が生じる事があります。治療前に認められる事もあれば、治療中に顕在する事もあります。いずれにしても治療進行を妨げる要因になりますので癖を直す努力が必要です。舌癖により十分な治療結果を得られない場合もありますので、癖が認められた場合は癖を直すトレーニングを指導します。



矯正治療中に起こりうる症状について

知覚過敏

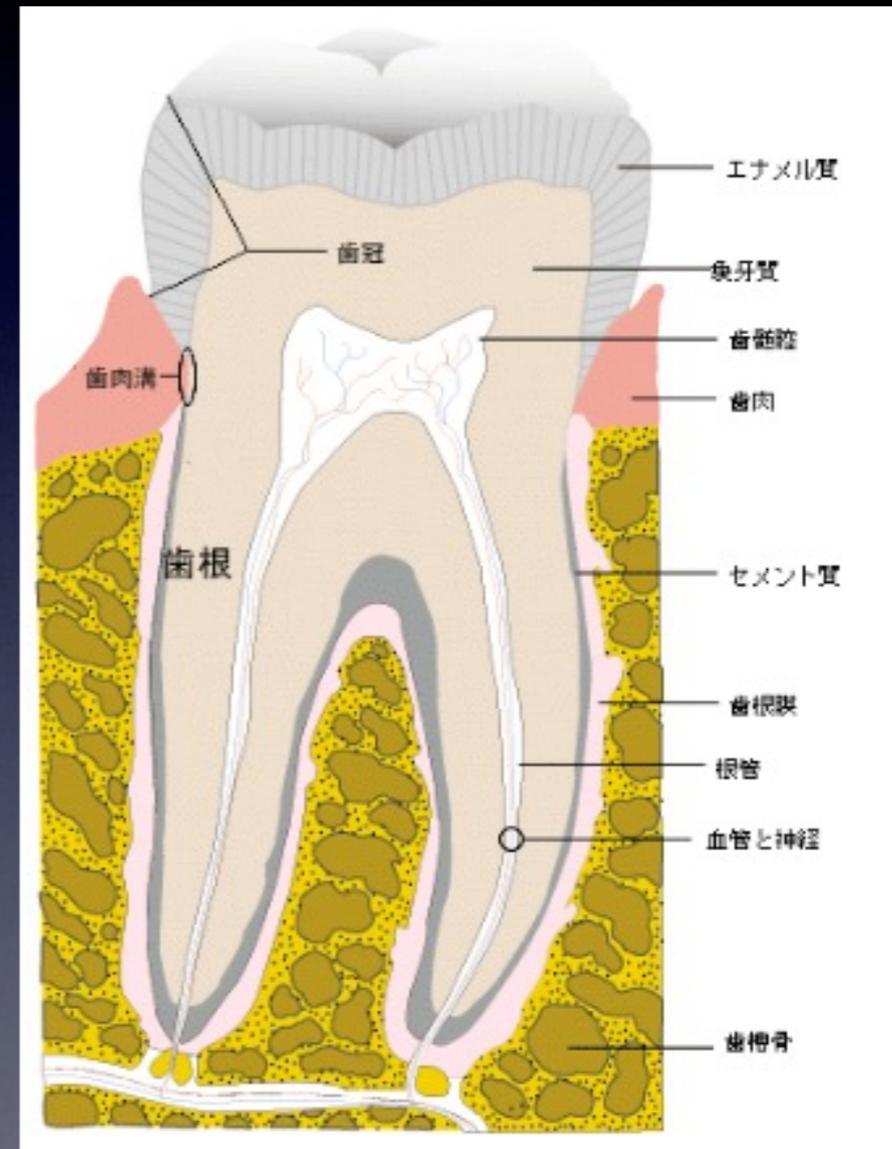
歯の神経が興奮状態になったり、歯根が露出したりする事により知覚過敏を経験する事があります。知覚過敏のある部位にコーティング材を数回塗布して対処します。過度なブラッシングによる歯の摩耗や歯周病を経験した歯などは症状が強く発現します。場合によっては充填や歯の根の治療（抜髄）が必要になる事があります。



矯正治療中に起こりうる症状について

失活

歯を動かしている最中に、歯の神経が失活する事がまれにあります。歯の移動による変化に適応しきれなくなった結果により生じます。過去に歯の打撲や虫歯の治療を経験した歯に起こりやすいです。治療中に外傷を受けた場合も同様です。発生頻度はきわめて低く、歯の根の治療を施せば、大事に至る事はありません。



矯正治療中に起こりうる症状について

骨性癒着について

骨性癒着とは歯根と骨が癒着した状態です。過去に打撲や脱臼・炎症の経験がある歯に稀に生じます。癒着の発見は難しく、疑わしい歯には治療開始前に動くかどうか試みます。しかし、治療中に発見される事もあり、その場合は人為的に脱臼させて、骨から剥がしたり、骨ごと動かしたり、最悪の場合は抜歯になる事があります。このような事が生じましたら、治療方針のご説明をさせていただきます。



矯正治療中に起こりうる症状について

親知らず

親知らずとは第三大臼歯を指します。歯の生える余地がなく、横に傾いて骨の中に潜る頻度が高い歯です。放置しておくと炎症を起こしたりすることがあります。矯正治療では親知らずが歯の移動の障害になったり、後戻りを引き起こしたりする事があり、抜歯を選択する事があります。



矯正治療中に起こりうる症状について

変化

保定装置を規定通り使用していても多少の変化が生じます。これは個が持つ要因（姿勢・習癖・口腔環境・そしゃく機能・加齢など）に歯列が合った結果です。どうしても気になる場合は、再治療を承ります。治療費は新たにお見積もりします。

Wolff の法則：骨の形状（歯槽骨）は加わる力によって支配され、それに適応するように形作られる



治療前



治療後



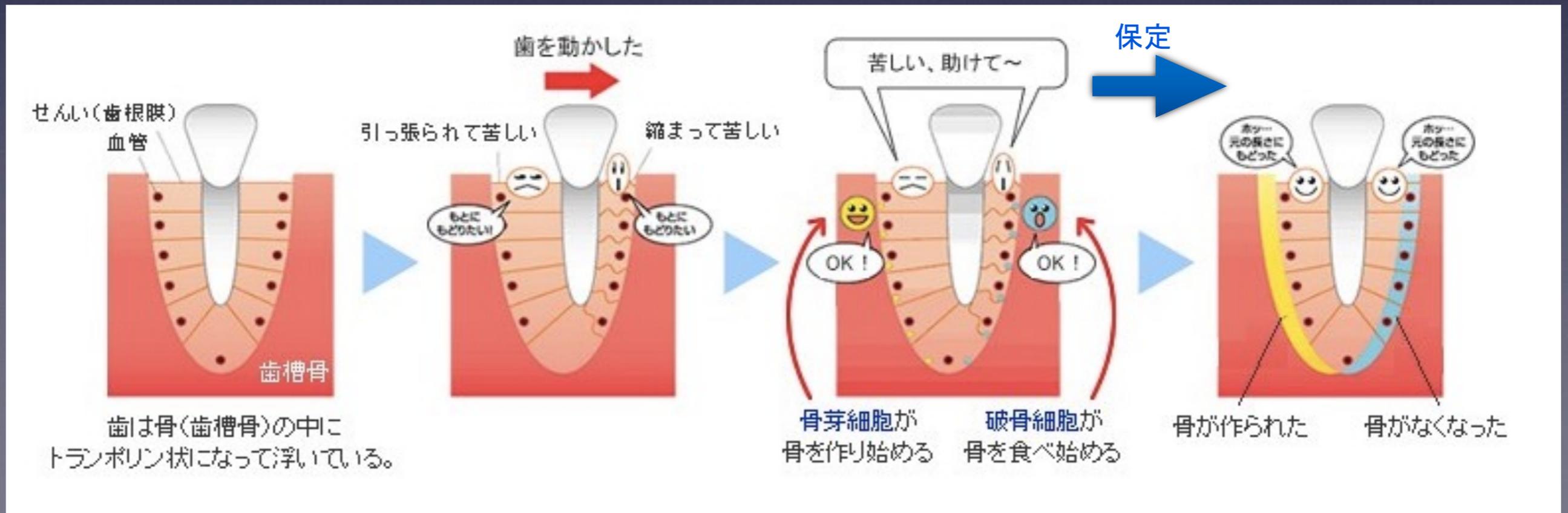
治療後 3 年

歯のかみ合わせが次第に緊密になってきています。
しかし、前歯に若干のねじれが生じています。

矯正治療中に起こりうる症状について

後戻り

保定装置を規定通り使用しないと後戻りが生じます。装置によって動かされた歯は元の位置に戻ろうとします。これは①歯槽骨が新しい口腔環境（咀嚼や顎・筋肉の動き）に適応しきれてない。②歯根周囲を包む靭帯が再配列しきれていない。などが要因です。これらが、新しい歯列やかみ合わせに適応するには時間がかかります。保定装置は個体が新しい環境を受け入れる間、装着しなければなりません。装着を怠ると元の環境に戻そうとしますので後戻りが生じます。後戻りが生じてしまった場合、ご希望であれば再治療を行います。治療費は新たにお見積もりします。



矯正治療中に起こりうる症状について

金属アレルギー

金属アレルギーを経験した事のある方は治療前に申し出てください。矯正装置を装着してアレルギーの症状が発現する頻度は低いです。もし、矯正治療中に金属アレルギーを発症することがあれば、パッチテストを受けて頂き原因物質を確認し、必要であれば投薬しながら矯正治療を継続したり、装置を一時外してアレルギーの治療後に矯正治療を再開したりします。アレルギーの対策として使用する装置や治療方法を変更する事もあります。それに伴い治療費の追加が必要になる事もあります。



矯正治療中に起こりうる症状について

口内炎

矯正装置が粘膜に当たったり、擦れたりすると粘膜が荒れたり口内炎が生じたりします。痛みを伴う場合がありますので、金具と粘膜の干渉をブロックするために粘膜保護材を用意しています。



シリコンワックス

小豆大の大きさに丸めて、金具の周囲に貼付けます。水分があると貼付けにくい欠点があります。無料提供です。



ギシグー

小豆大の大きさに丸めて、金具の周囲に貼付けます。数分経つと硬くなります。シリコン性よりも外れにくいため長時間、持続します。約24回分 660円



エバダイン

ギシグーよりもさらに強固にコーティングできます。しかし、患者様ご自身で付け替えはできません。無料で施します。

矯正治療中に起こりうる症状について

修復物（詰め物や被せ物）の再製

☆矯正治療が終了すると、以前とは異なる歯並びやかみ合わせになります。そのため治療前に装着していた修復物が、矯正治療によって作られた歯列やかみ合わせに合わなくなる事があります。その時は修復物の再製が必要になります。

☆金属やセラミックに金具を接着する際に、サンドブラストや切削バーを用いて表面を粗造にする必要があります。そのため、金具の撤去後に痕が残る場合があります。研磨を施して痕を小さくしますが、気になる場合は修復物の再製が必要です。

☆再製に必要な費用は自己負担となります。

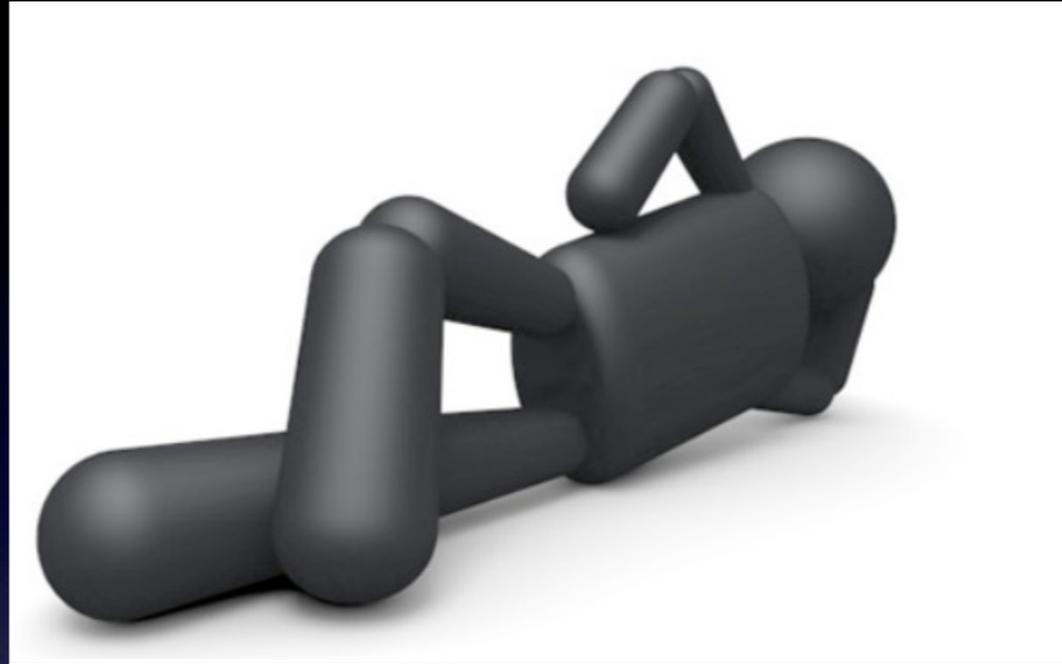
☆修復物の再製が治療計画に含まれている場合は装置の再製料金は発生しません。

治療中断について



- 結婚式等で患者様の都合により、矯正装置を一時的に撤去したい場合は、お早めにお申し出下さい。装置を外す際には装置撤去と再装着費用（ブラケット一個につき3000円税別）が必要になります。また、撤去後は必要に応じて保定装置（一個につき10000円税別）を使用して頂きます。
- 最終来院日から1年を経過しても来院がない場合は、当院における治療は中止とし、契約は解除とさせて頂きます。解除後の治療は新たな治療計画に基づいて料金を再度見積もります。

治療中止について



治療中止を希望される場合は、同意書に署名を頂いたうえで、装置の撤去を行います。撤去時には撤去費用（ブラケット一個につき300円税別）と保定装置代（一個につき10000円税別）が必要になります。治療費に関しては治療の進行に応じて清算します。信販会社をご利用の場合は、患者様ご自身にて解約または継続して信販会社にお支払いすることになります。

転居と転院について

転居によって通院が不可能となった場合にのみ転院の手続きをします。転居がわかった時点でお早めにお知らせください。

転院先は当院の推薦する歯科医院を紹介しますが、地域によってはご紹介できない場合があります。その場合はご自身で探して頂く事となります。転院の際には歯の模型やレントゲン写真などと一緒に治療継続依頼書（15000円税別）を添付して転院先に持参していただきます。治療費の清算が必要な場合は、実際にかかっている治療費を算定し、実際にお支払いされた金額との差額を計算し、過不足を決定します。

転院先では改めて治療の進行具合に応じて治療費のお支払いが発生します。料金体系は異なりますので転院先のルールに従ってください。信販会社をご利用の場合は、患者様ご自身にて解約または継続して信販会社にお支払いすることとなります。



子供（混合歯列期）の矯正（I期治療・初期矯正）について

I期治療とは、乳歯から永久歯に生え変わる時期に行う矯正治療です。目的は顎骨の成長や歯の生え変わりを管理し、不正咬合の程度を小さくすることで、将来の本格矯正（II期治療）の治療効果を向上させることです。I期治療のみで不正咬合の改善を完結することはほとんどありません。I期治療の期間は第二大臼歯萌出またはII期治療開始時までです。II期治療へ移行する場合は新たに料金の見積もりをします。



治療費について

矯正料金は料金確認書に記された通りですが、追加料金が発生することもあります。一例を掲げると、

- 歯科一般的な処置（例：虫歯治療、補綴系治療）
- 抜歯
- ヤニ取り等、頑固な汚れのクリーニング
- アンカースクリューの植立
- 歯ブラシなど衛生用品
- 矯正装置の再製（患者様の過失の場合）
- 患者様のご都合により、一時的な装置の除去と再装着を行う場合
- 後戻りや変化に対する治療後の再治療や装置の再製
- その他、矯正治療以外の処置
- 診断書・通院証明書などの書類作成費

治療後の保証について

本格矯正の動的治療が終了し、保定装置を装着してから、2年間は仕上がった歯列に関して保証します。歯列の変化に対して再治療のご希望があれば再治療費は負担します。（3000円税別の経過観察料は都度発生します）

2年以降～5年間は半額、5年以降は患者様の全額負担になります。

保証の条件

- ・ 本格矯正の動的治療が終了している事
- ・ 保定装置など、矯正装置を指示通りに使用している事
- ・ 定期的な検診を指示通りに受診している事

保証外となる事例

- ・ 保定装置や通院を指示通りに従っていない場合
- ・ 虫歯の治療や歯の修復など、矯正治療終了時点と異なる口腔内環境になっている場合
- ・ 外傷、歯ぎしり、食いしばりや舌癖、ほほ杖などの習癖による不正咬合
- ・ 予想できない顎骨の成長による不正咬合
- ・ 矯正治療に起因しない原因で生じた不正咬合（例：咬耗・摩耗 歯周病 顎関節の変化など）

保証外の再治療費はあらためて治療費をお見積りします



確認のサインをお願いします。

私は貴院で矯正治療を行う事に同意します

さっぽろ矯正歯科クリニック 殿

患者（保護者）署名： _____ 年 ____ 月 ____ 日